

車検証の電子化に伴う 提出譲渡書類および名義変更証明書類の運用変更について

平素より大変お世話になっております。

さて、令和5年1月4日より車検証が電子化されます。

<u>「電子車検証の券面には所有者情報が記載されない」</u>ため、下記のとおり運用を変更いたしますので、ご理解ご協力のほど何卒宜しくお願いいたします。

【出品店様】

成約車両の譲渡書類には電子車検証と併せて自動車検査証記録事項をご提出ください。

電子車検証



自動車検査証記録事項

- ※車検証閲覧アプリから印刷可能
- ※当面、移転登録時に陸運支局から発行

【落札店様】

名義変更完了の証明書類には、交付年月日、新登録番号、車台番号が確認できる 下記いずれかの書類をご提出ください。

自動車検査証記録事項

電子車検証の券面コピー

登録事項等証明書

- ※電子車検証の券面コピーを提出された場合は、発行日を名義変更完了日とみなします。
- ※日付の改ざん等、悪質な行為が認められた場合は厳格な処置を講じます。

(※)自動車検査証記録事項とは?

所有者情報の他、現在の車検証と同等の情報が記載された A4 縦型の帳票です。

電子車検証および車検証閲覧アプリが普及するまでのしばらくの間は、電子車検証発行時や更新時に陸運支局から発行されます。また、車検証情報閲覧アプリからも印刷可能です。

国交省 電子車検証特設サイト https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/

静岡県中古自動車販売商工組合